

岩手県告示第794号

鳥獣保護区の指定（平成15年岩手県告示第830号）で告示した盛岡市高森鳥獣保護区の区域を次のとおり変更した。

平成25年10月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更後の盛岡市高森鳥獣保護区の区域 盛岡市地内の国道106号と主要地方道盛岡大迫東和線との交点を起点とし、起点から国道106号を南東に進み市道築川3号線との交点に至り、同点から同市道を南に進みヨロベツ沢左岸との交点に至り、同点から同沢左岸を上流に進み夏芝沢旧道との交点に至り、同点から同旧道を南西に進み主要地方道盛岡大迫東和線との交点に至り、同点から同主要地方道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 2 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課及び盛岡広域振興局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。